

参議院議員通常選挙投票日は

7月29日です。

あなたの一票から県政は始まります

棄権することなく投票しましょう

7月29日(日)は、参議院山梨県選出議員選挙・参議院比例代表選出議員選挙の投票日(投票時間は午前7時から午後8時まで)です。

この選挙は、皆さんの意見を国政に反映させるための代表者を選ぶ大切な選挙です。一人ひとりの願いを国政に生かすため、あなたの貴重な一票を大切にしましょう。

投票できる人

この選挙の投票をするには、富士河口湖町の選挙人名簿に登録されていることが必要で、次の要件を満たしている人が名簿に登録され、今回の選挙に投票できます。

一、住所要件

・平成19年4月11日以前から富士河口湖町の住民基本台帳に記載され、投票日まで引き続き住民基本台帳に記載されている者。

(4月12日以降転入届をされた人は、当町の選挙人名簿に登録されていません)(3か月未満のため)ので投票できません。

二、年齢要件

・昭和62年7月30日以前に出生した者。

選挙人名簿登録の有無については、選挙管理委員会事務局(72-1112)へお問い合わせください。

入場券は郵送します

投票所の入場券は、7月17日(土)までに届くように郵送します。

ご本人の氏名や投票所名を確認してから投票所にお出かけください。何かの事情で入場券が投票日まで届かなかったり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所へおいでください。

指定の投票所で

投票所は船津・浅川・小立・大石・河口・勝山・長浜・西湖・根場・大嵐・精進・本栖・富士ヶ嶺地区に、それぞれ次の場所に設けられます。船津地区は2か所が投票所となりますので、まちがえないようにしてください。

富士河口湖町交流センター

(旧河口湖町役場) (第1投票区)

浅川公民館 (第2投票区)

小立福祉センター (第3投票区)

大石住民センター (第4投票区)

河口住民センター (第5投票区)

船津保育所 (第6投票区)

勝山ふれあいセンター(第7投票区)

足和田交流センター (第8投票区)

西湖公民館 (第9投票区)

根場公民館 (第10投票区)

大嵐児童館 (第11投票区)

精進・本栖保育所 (第12投票区)

本栖公民館 (第13投票区)

上九一色コミュニティセンター (第14投票区)

第1投票区が船津地区公民館から富士河口湖町交流センター(旧河口湖町役場)に変更になりましたので注意して下さい。

指定された投票所以外では投票できませんので、ご注意ください。また、町内で住所を移された転居の場合、以



前の住所に入場券が送られることがあるかもしれませんが、入場券に記載された投票所で投票してください。

代理投票

体が不自由であったりして文字が書けない人には、投票所の係員が投票の秘密を侵すことなく代理で筆記する代理投票もできます。本人が直接投票所受付で係員にお申し出ください。

投票日に投票所へ行けない人

期日前投票のご案内
仕事の都合や旅行、病気、出産などのやむを得ない理由により、投票日に投票所に行けない人のために、期日前投票の制度があります。

期日前投票をするには、本人を確認できる書類(運転免許証等)が入場券(届いている方)を持って、町役場においでください。

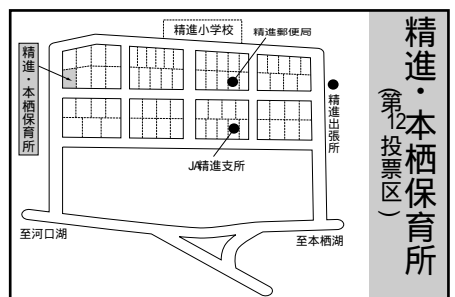
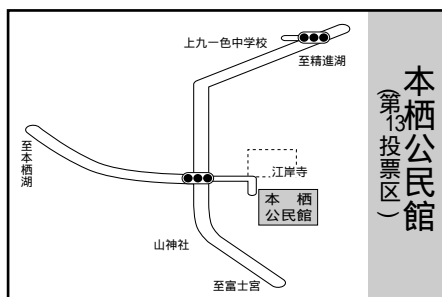
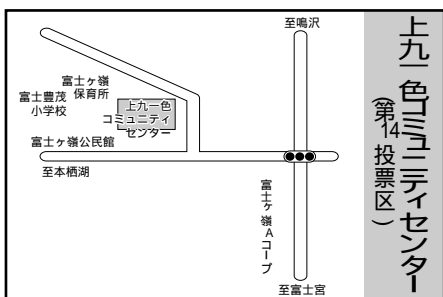
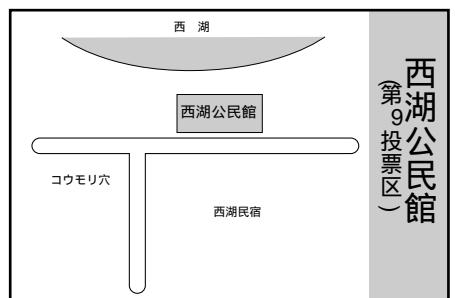
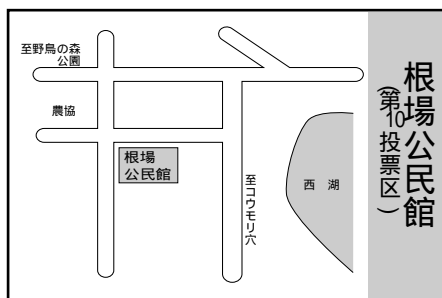
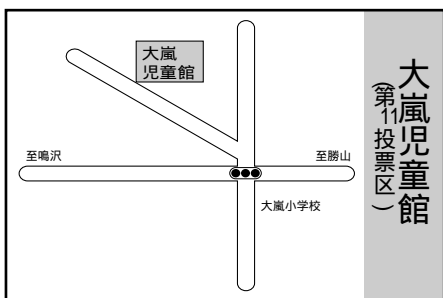
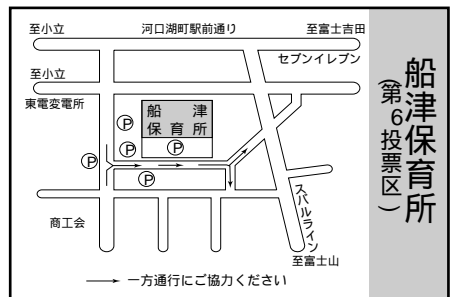
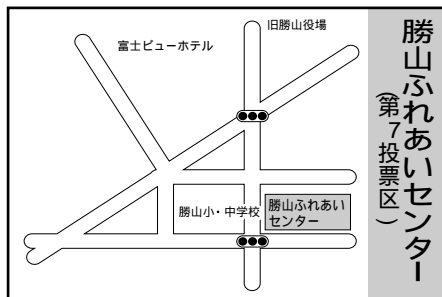
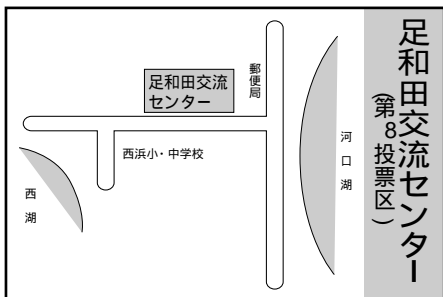
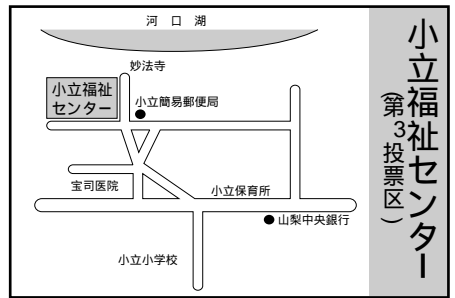
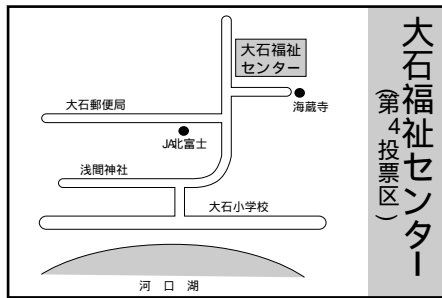
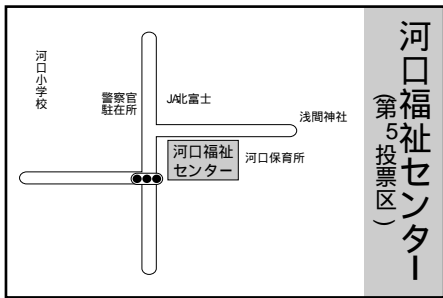
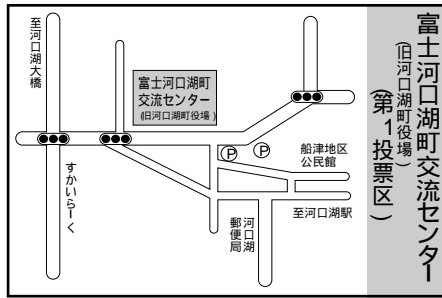
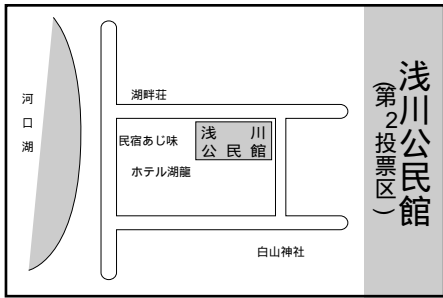
期日前投票の期間は7月13日(金)から7月28日(土)までの毎日午前8時30分から午後8時まで役場1階にある期日前投票所でできます。備え付けの宣誓書に不在の理由などを記入のうえ投票していただきます。

不在者投票のご案内

病院や施設に入院、入所されている場合、各施設で投票できる場合がありますので、選挙管理委員会が病院等にお問い合わせください。

投票所案内略図

入場券に記載されている
投票所で投票できます。



有権者の皆さんの
正しい良識と
自覚で、
明るく
きれいな選挙を



きれいな選挙の実現は、民主主義の基盤をなすものです。明るくきれいな選挙は誰もが望んでいます。これを実現できるのは有権者の自覚であり、候補者本人と選挙運動にたずさわる方の良識ある行動です。

有権者一人ひとりの良識と自覚が、正しくきれいな選挙を実現することになります。選挙の浄化に皆さんのご協力とご参加をお願いします。

わたしたちの意見をこれからの国政に反映させるための代表者を選ぶ大切な選挙です。一人ひとりが責任を持って、一票を投じ、明るくきれいな選挙の実現にみんなで努めましょう。

まちかど情報局



河口湖畳岩の草刈りが行われました。

6月24日(日)に地元の船津商店街の店主たちが中心となり、船津地区の活性化を目指して活動している富根都(ふなつ)クラブを中心に、自治会や漁協など約40人が参加して河口湖南東岸にある畳岩の草刈りが行われました。



作業前は背丈のある雑草が生い茂り、景観を損ねていた畳岩ですが、作業後はみちがえるようにきれいになり、早速畳岩から湖の景色を眺める観光客の姿を見ることができました。



この畳岩の草刈りは、昨年の11月に続き2回目の実施となり、富根都クラブでは、観光客や地元の人達が訪れやすい畳岩の景観維持のため、秋にも草刈りを実施する予定となっています。

地域環境美化功労者表彰を 河口湖南中学校が受賞！

環境省では、環境保全及び環境美化に關し特に顕著な功績があった者(団体を含む。)に対して、その功績を称えるために毎年度表彰(環境大臣表彰)を行っています。平成19年度の地域環境美化功労者を河口湖南中学校が受賞しました。おめでとございます。



今年の町制祭 「町の誕生日イベント」は、 11月4日(日)に行つて予定です！

町制施行を祝つての「町の誕生日イベント」、今年で4回目になりますが、これから知恵を出し合い、町民の多くの方々に参加していただき、町を認識していただく楽しいイベントにしたいと思ひます。このイベントに協力していただける個人や団体の方は、是非、連絡して下さい。そして、みんなで楽しいイベントを創りあげましょう！

問合せ先 企画課(726023)

“健康のまちづくりウォ-キング大会” =まず歩こう健康づくりのために=

「健康づくり」は歩くことから始まります。町では、町民の健康増進を目的とした、町民スポーツとしての『ウォ-キング』を積極的に勤めています。

今回は、自然に親しむと同時にふれあいと親睦を深めることを目的に「健康のまちづくりウォ-キング大会」を開催いたします。家族・友達・近所お誘い合わせのうえ、多勢の町民の参加をお願い致します。



開催日時 7月22日(日) 集合場所 河口湖総合公園芝生広場
受付 午前8時30分~ 出発式 午前9時・スタート(出発式終了後)
持ち物 水筒 副食 雨具

コース 河口湖総合公園 フィットリゾート 健康科学大学 くぬぎ平スポーツ広場
森と湖の楽園 河口湖総合公園(約7km)

駐車場 河口湖総合公園駐車場

その他 幼児・小学校低学年の参加は、父兄同伴でお願いします。(傷害保険に加入します。)



健康のまちづくり事業の一環として「健康のまちづくりウォ-キング大会」を、年間4回開催いたします。2年間(平成19年度まで)で通算4回参加された方には、記念品を用意いたします。今年度2回目になりますが、奮ってご参加ください。

問合せ先 健康増進課(TEL72-6037)

平成20年度採用富士河口湖町職員募集案内

町村職員統一試験

採用職種・人員	事務職 1名・保育士職 1名		
受験資格	事務職	昭和4年4月2日から昭和6年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業した者、卒業見込の者及び同程度の学力を有する者	
	事務職	昭和4年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者で、高校を卒業した者、卒業見込の者及び同程度の学力を有する者	
	保育士職	昭和4年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者で、保育士(保育)資格のある者又は平成20年3月までに保育士資格取得見込の者	
住所要件等	本人が平成19年4月10日以前から富士河口湖町に住所を有しているか、親が富士河口湖町住民であること。		
受付	役場総務課での受付	平成19年7月11日(水)から8月1日(水)まで(土・日曜日、祝祭日を除く)午前8時30分から午後5時30分まで	
	インターネットでの受付	「やまなし申請・予約ポータルサイト」にて受付 平成19年7月11日(水)から7月25日(水)午後5時30分まで(24時間受付) 注:プリンターのない方は不可 町ホームページ http://www.town.fujikawaguchiko.yamanashi.jp/ の職員採用情報を確認し、申請案内に従って下さい。	
試験日及び場所	第一次試験	実施日	平成19年8月26日(日)
		場所	山梨大学甲府キャンパス
	第二次試験	実施日	平成19年10月上旬
		場所	富士河口湖町役場
問合せ	富士河口湖町役場総務課職員係 0555-72-1112		

平成19年度
富士五湖広域行政事務組合
消防職員募集!

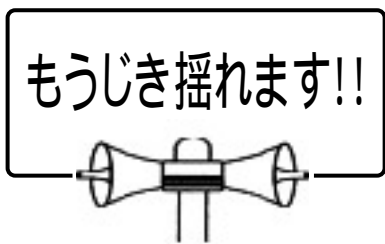
採用職種及び採用予定人員
消防吏員、6名
受験資格
年齢・身体・住所要件等あり。
詳細は消防本部へ問合せ下さい。
受験手続
山梨県町村職員統一採用試験申込書にて申し込んで下さい。郵送の場合は封筒裏に「町村職受験」と朱書きし書留郵便にし、「受験票」には宛先を明記し、50円切手を貼って下さい。また、富士五湖広域行政事務組合所定の診断書を1通添えて下さい
受付期間
7月11日(水)から
8月1日(水)まで
(土日祝祭日除く午前9時から午後5時)
郵送の場合は、8月1日消印あるものまで
第一次試験
8月26日(日)山梨大学
(二次試験は10月上旬予定)
申込み・問合せ先
富士吉田市下吉田1896番地
富士五湖消防本部管理課
22 4428

平成19年度自衛官等募集案内

募集種目	区分 資格	願書受付期間	第1次試験	概要	
防衛大学校学生	高卒(見込) 21歳未満の者	推薦	平成19年9月5日(水) ~ 9月7日(金)	平成19年9月23日(日) ~ 9月24日(月)	修学年限4年 卒業後1年で幹部 自衛官に昇任
		一般	平成19年9月7日(金) ~ 9月28日(金)	平成19年11月10日(土) ~ 11月11日(日)	
防衛医科大学校学生	高卒(見込) 21歳未満の者	平成19年9月7日(金) ~ 9月28日(金)	平成19年11月3日(土) ~ 11月4日(日)	修学年限6年 医師免許取得後は 幹部自衛官に昇任	
看護学生	高卒(見込) 24歳未満の者		平成19年10月14日(日)	修学年限3年 看護師免許取得後 2等陸曹に昇任	

問合せ: 自衛隊山梨地方協力本部 大月地域事務所
大月市御太刀2-8-10

0554-22-1298



「緊急地震速報」 って何だろう?

日本は、地震の揺れを感じたことのない人はいないくらいの、世界有数の地震国です。地震がおそろしい理由のひとつは、何の前ぶれもなく突然おそってくることです。しかし、自分のいる場所が大きく揺れ始める前に、「もうじき揺れます」というお知らせがあれば、事前に身構えることができ、被害を減らすことができます。

気象庁では、もうじき揺れることをお知らせする「緊急地震速報」の一般向け提供を9月頃に開始する予定です。「緊急地震速報」の仕組みを知ってどのように活用し対応していくかを今月号から10月号までの4回にわたって解説していきます。

なぜ地震の揺れが来ることを事前にお知らせできるのか



上の図を見てください。地震の揺れは秒速数キロの速さで地面を伝わっていきます。震源(図の×印)の近くで地震の揺れ(地震波)を観測して瞬時に解析し、より遠くの地域に揺れの到来をお知らせするのが「緊急地震速報」です。

地震波には特徴の異なる2つの波があります。早く伝わるけれど揺れの弱いP波(初期微動)、それより遅いけれど揺れの強いS波(主要動)です。先にやってくるP波(初期微動)を震源近くで観測して、後でやってくるS波(主要動)の到来をより遠くの地域へお知らせすれば、数秒から数十秒の猶予時間をもって地震の到来をお知らせできるのです。

緊急地震速報にも限界があります

緊急地震速報は便利な情報ですが、仕組みからおわかりのとおり、次のような限界があります。

- 1 震源の近くでは情報が強い揺れ(S波(主要動)の到来)に間に合いません。震源の近くの観測をもとに作成する情報のため、震源の近くでは緊急地震速報の提供が間に合いません。
- 2 震度などに誤差が生じることがあります。この情報は早く伝えることを大事にします。震源近くの少ない観測データしかない段階でも情報を作成しますので、予測する震度などに誤差が生じることがあります。

今回は緊急地震速報の仕組みをお伝えしました。次回以降は、数秒から数十秒という短い時間に自分の身を守るためにはどうすれば良いのかを具体的な場面ごとに見ていきます。

家庭を守る防災対策 Part6

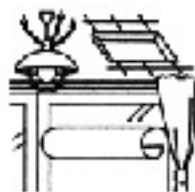
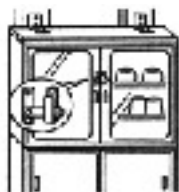
家具が凶器になる！！

家の中にあるタンス、食器棚、冷蔵庫、テレビ、照明器具... 普段当たり前のように活用しているなじみの家具類は、ひとたび大地震が発生すれば凶器に変わることがあります。

凶器になった家具は、家族の命をも失うことになる恐れがあることを忘れてはなりません。「倒れてこないだろう」などの意識を改めて、もしもの際に倒れないよう日頃から準備しておく必要があります。

下の表の大地震が発生した時の危険性と固定方法を参考に、ご家庭でも大地震を念頭におき、被害を最小限に食い止めるべく、具体的に家具の固定をしましょう。

家具の種類	危険性	対策
タンス	和室にあるタンスは、重みで畳がへこんできているため、前のめりになり倒れやすくなっている。大きく重量もあるため下敷きになると大変危険である。	L字金具を壁の柱に対し直角に家具の上部に置き、木ネジでとめる。柱等に傷をつけたくない場合や金具が使えない場合はつっぱり棒を天井とタンスの上部に設置する。また、さらに底に家具転倒防止シートを差込み、家具が壁に寄りかかるようにすると補強効果上がる。引き出しもとび出さないようにストッパーでとめる。
本棚	あまり奥行きがなく高さのあるものが多いため転倒しやすい。さらに立てかけてある本でかなりの重量となっており、本棚の転倒とともに中の本がとび出してくる。	L字金具やつっぱり棒などで壁や天井と固定する。百科事典など重い本を一番下の段に入れて安定をよくする。立てかけた本に空間が残る場合はブックエンドで本を固定する。
テレビ	テレビは重量があること、また小型のもでも家具の上に置いてある場合が多く、転倒や落下の危険性が大きい。また、ブラウン管は強い衝撃を受けると爆発する恐れがある。	まずテレビと台を固定する。バンドタイプの固定具やテレビの底の4隅に粘着性耐震シートを貼る。次に台と壁を固定金具で固定する。キャスター付きの台は、すべり出す恐れがあるのでキャスターを外しておく。
冷蔵庫	どっしりしたイメージの冷蔵庫も意外とあっさり倒れることがある。転倒するとその重みから、他の家具類をなぎ倒すことがある。	太さ5センチくらいのネジ釘を壁に2本ねじ込み、冷蔵庫背面の放熱パイプの支柱に針金で結ぶ。放熱パイプがない型の場合は天板の両サイドの塗料をはがして、L字金具を金属用接着剤でつけてネジ釘で壁にとめる。
食器棚	中の食器類がぶつかり合って割れたり、両開き扉のものは、強い揺れで勝手に開いてしまい、食器類がとび出す恐れがある。床に割れた食器類や扉のガラスが散乱するなど大変危険な状況になる。	重いものは下に収納して重心を下げる。上端をL字金具で壁に固定する。棚にすべりにくい敷物を敷いて食器類が滑らないようにする。開き戸の場合には止め金具をつける。棚にさんをつけて中の物をとび出しにくくする。
照明	シャンデリアのような吊り下げ式は留め具が外れて下に落ちるか、大きく揺れ天井にぶつかり破損する。棒型の蛍光灯も外れて落下する恐れがある。	吊り下げ式のもの、チェーンで数箇所天井と留める。棒型の蛍光灯は、両端を耐熱テープで留める。電球は、飛散防止対策をしたものを使用する。カバーごと天井にじかにつけられたものがより安全である。
ガラス	窓、鏡、食器類、戸棚のガラス、水槽、花瓶、陶器などの置物、置時計などは、割れるとすべて凶器になる。破片が散乱すると靴などを履かないと歩くことが困難な状況になる。	ガラス飛散防止フィルムをガラス部分に貼り、割れた時に粉々にならないように防止する。また、万が一深夜に大地震が発生した場合、部屋の中に割れたガラスが飛び散るのを防ぐため、夜間は窓のカーテンを引いて寝るように習慣づける。
ピアノ	ピアノの脚の車は普段は車受けに置いてあるが、震度5以上になると外れて床の上を滑り出す恐れがある。一度動き出すと重量がある分、ほかの家具をなぎ倒して進む恐れがある。	地震の際に、机の感覚でもぐり込まない。本体を壁や柱に固定する転倒防止具を取り付ける。
クーラー	数本のビスで支えているため、上から降ってくる危険性が大きい。	L字金具、またはクーラーの型に合わせた支持金具で壁に固定する。



国民健康保険よりお知らせ!!



平成 19 年 6 月の議会において国民健康保険税の新税率を盛り込んだ、富士河口湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例が可決されました。この条例は国保運営協議会で慎重審議をしていただいた、その答申を基に提案いたしました。
答申の主な内容は下記のとおりです。

富士河口湖町の国民健康保険税については、平成 16 年度に町村合併による新税率を設定して以来、見直しは行ってきませんでした。その間医療費は高騰をつづけ、平成 18 年度末には財政調整基金の取り崩しを余儀なくされることとなりました。また医療費に対する国民健康保険税収入は 40% と、法律できめられている 50% をかなり下回っています。これらのことから、平成 19 年度税率改正はやむをえないことであると判断いたしました。しかしながら、被保険者の所得格差の広がり、税負担の公平化などから、医療分については均等割（一人当たりいくらかと計算）平等割（一世帯当たりいくらかと計算）のみの改定とし、介護分については、介護納付金額の上昇から、所得割、均等割、平等割の改定をきめ答申させていただきました。

今回の税率設定は税額の高騰をさけるため、現状の医療費に対応できるものではありません。

今後益々国保税の徴収に力を入れていただき、合わせて住民の健康づくりに力をいれ、医療費の削減を目指していただき、国保財政の改善が図られるようお願いいたします。（抜粋）

19 年度国民健康保険税の税率は下記のとおり設定いたしました。

		医療分	介護分
所得割	その世帯の所得（33万基礎控除後）に応じて算定	5.4%	0.9%
資産割	その世帯の固定資産税に応じて算定	35%	5.6%
均等割	加入者一人当たりいくらかとして算定	28,000円	8,000円
平等割	一世帯当たりいくらかとして算定	27,000円	5,500円

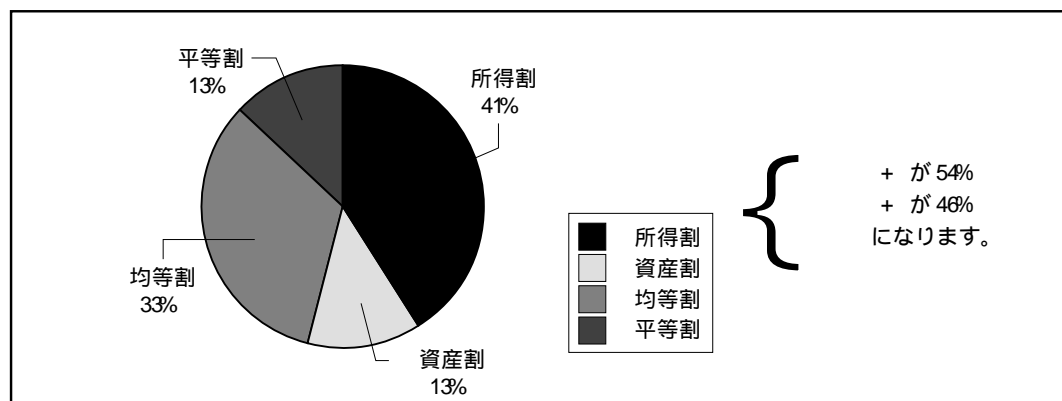
限度額の引き上げ

地方税法の税制改正に伴い医療分の課税限度額が 56 万円に引き上げられます（現行 53 万円）

19 年度の国保税の課税割合は下の円グラフのとおりです。

所得割が一番多くの比率を占めています。

（所得の無い世帯、所得の少ない世帯は、均等割と平等割が 7割、5割、2割軽減の対象となります。）



平成19年度郡内市町村の税率(医療分)

市町村名	所得割	資産割	均等割	平等割
富士河口湖町	5.4%	35%	28,000円	27,000円
富士河口湖町(平成18年度)	5.4%	35%	26,500円	25,000円
富士吉田市	7.4%	35%	25,800円	24,000円
都留市	5.4%	22%	25,500円	24,500円
山中湖村	6.0%	27%	27,000円	31,000円
忍野村	9.0%	50%	22,000円	27,200円
鳴沢村	5.5%	39%	33,000円	35,000円
西桂町	6.2%	42%	27,000円	32,000円
道志村	6.2%	40%	27,000円	38,000円

(介護分)

市町村名	所得割	資産割	均等割	平等割
富士河口湖町	0.90%	5.6%	8,000円	5,500円
富士河口湖町(平成18年度)	0.70%	5.6%	7,000円	5,000円
富士吉田市	1.47%	6.1%	9,000円	5,880円
都留市	1.20%	7.0%	9,500円	6,200円
山中湖村	0.80%	2.0%	8,000円	6,000円
忍野村	0.50%	3.0%	5,600円	7,000円
鳴沢村	0.90%	8.0%	8,000円	5,000円
西桂町	1.00%	6.5%	7,000円	5,000円
道志村	1.30%	9.5%	8,500円	7,000円

国民健康保険税の納期限

平成19年度の富士河口湖町国民健康保険税の納期限は下記のとおり8回となります。国保税に前納報奨金はありません。

	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限	H19.7.31	H19.8.31	H19.10.1	H19.10.31	H19.11.30	H19.12.25	H20.1.31	H17.3.31

国保税の納税通知書は世帯主に送られます。(平成19年7月中旬)

世帯主が他の社会保険の加入者でも世帯内に国民健康保険の加入者がいれば、国保税納税通知書は世帯主宛に送られます。

口座振替をおすすめします。

保険税を確実に納めるために、簡単便利な口座振替による保険税納付をおすすめします。

滞納する前に納付相談を!!

もし、あなたが保険税を滞納しているのなら、すぐに納めましょう。保険税を納めないでいると、国保の財源が不足し、きちんと納めている人の負担が大きくなってしまいます。

納税相談は役場税務課・保険課で常時受け付けています。

税務課 72- 1113 保険課 72- 6026

平成20年4月から 後期高齢者医療制度がスタートします。

これまで、75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の人は国保や健保組合などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは新たに独立した医療制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

【問い合わせ先】 役場保険課 後期高齢者医療担当 0555 72 6026
山梨県後期高齢者医療広域連合 055 236 5671

年金を受けている皆さんへ こんな時には、こんな手続きを

誕生月が来たとき

社会保険庁では、住民基本台帳ネットワークを活用して、受給者の方々の現況確認を行うこととしたことから、原則として、これまで毎年提出が必要であった「現況届」の提出は不要となります。ただし、次の場合は、現況届またはその他の届が引き続き必要です。

- 1、住民基本台帳ネットワークを活用した現況確認が行えない方は、『現況届』
- 2、加給年金を受けられている場合は『生計維持確認届』
- 3、障害の程度の確認のために『診断書』の提出が必要なとき

提出が必要な届出は、社会保険業務センターから受給者の方々へ送付されますので、提出期限までに返送してください。

住所や年金の受取場所を変えるとき

年金は、希望した金融機関や郵便局で支払われます。住所や支払いを受ける金融機関、郵便局を変更するときは、すみやかに「年金受給権者住所・支払機関変更届」を大月社会保険事務所に提出して下さい。

「住所・支払機関変更届」が提出されないと、年金の支払額をお知らせする通知書が届かなかったり、希望する銀行や郵便局で年金が受けられないことがあります。

支払機関を銀行などの金融機関に変更するときは、その金融機関で預金通帳の記号番号について証明を受けてください。

また、郵便局の「郵便振替」に変更するときは、郵便局で郵便振替口座の口座番号についての証明を受けてください。住所が変わるときは、大月社会保険事務所などへ届けを提出するとともに、旧住所の郵便局にも届け出てください。

年金証書をなくしたときなど

「年金証書」を汚したり、紛失したときは、「年金証書再交付申請書」を大月社会保険事務所に提出して、「年金証書」の再交付を受けてください。「年金証書」は、年金を受ける権利のあることを証明するものです。各種の届出や年金相談のときに必要になりますので、大切に保管しておきましょう。

氏名が変わったとき

結婚や養子縁組などにより氏名が変わったときは、「年金受給権者氏名変更届（氏変更届）」を大月社会保険事務所に提出してください。

その際、「氏名変更届」の証明欄に町長の証明を受けるか、または、「氏名変更届」に戸籍の抄本か住民票を添付し、必ず「年金証書」を添えて提出してください。

なお、「氏名変更届」に住民票コードを記載したときには、町長の証明は必要がありません。

以上の手続きについて、詳しくは、町役場年金担当、又は大月社会保険事務所（0554-22-3811）にお尋ねください。

あなたの年金記録をもう一度チェックさせて下さい ~ 被保険者・年金受給者の皆さまへ ~

厚生労働省・社会保険庁

この度の年金記録をめぐる問題については、大変ご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

基礎年金番号にまだ統合されていない年金記録も、大切に保管しています。

平成9年の基礎年金番号の導入以前には、転職や転居等により、お1人が複数の年金番号を持つ場合も生じていましたが、1人1番号の基礎年金番号を用いて、年金記録の確認を簡易・迅速に行えるようにしました。

これまで、記録を結びつけるための照会を全被保険者に行い、また、年金の請求時にもご本人に確認してきましたが、まだ約5000万件（平成18年6月）の記録が、基礎年金番号に結びつけられていません。この未統合の記録は大切に保管されていますが、そのままでは年金支給に結びつかなくなるそれがあります。

年金記録問題への新対応策を進めます。

被保険者・年金受給者の皆様には、基礎年金番号に結びつけられている加入履歴を、順次送付します。ご疑問があれば、お問い合わせください。

5000万件の記録を、被保険者・年金受給者の記録と、突き合わせ、未統合の記録がある可能性のある方には、お知らせします。

社会保険庁や市町村に記録がない場合には、領収書等の証拠がなくても、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言などを根拠として、第三者委員会で判断してもらう仕組みを作ります。

5年の時効を超えた場合でも、全額お支払いできるようにする特別立法が国会に提出されています。



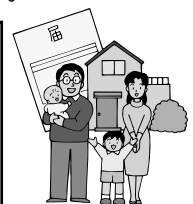
お客様からのお問い合わせには真摯に対応します

大月社会保険事務所（0554-22-3811）又は、「ねんきんダイヤル」

（フリーダイヤル0120-657830）

インターネットのIDパスワード方式による年金加入履歴の取得をご利用下さい。

（<http://www.sia.go.jp>）



家屋調査にご協力をお願いします。

～ 家屋の新增築・取壊しは税務課に届出を～

家を新築・リフォームした! ～ 家屋の新築・増築について～

家屋の固定資産税は、1月2日から翌年の1月1日までに新築、増築及び改築をし、毎年1月1日(賦課期日)現在で完成したと認められる建物に対して翌年度から課税されます。

この固定資産税の基礎となる建物の価格を計算するため、7月から町役場税務課の職員が直接お伺いして家屋調査をさせていただきます。

調査の際、家屋の用途・構造・材料・間取りなどを調べるため、家屋内の各部屋に入らせていただきますので、ご協力をお願いします。

この調査は、固定資産税の基となる評価額を算出するために行うものです。

調査は、完成した家屋から順次行っていますが、入居前に調査を希望される方は、完成後お早めにご連絡をお願いします。

また、調査のときには、「家屋の平面図」、「家屋登記申請書」、「建築確認申請書」、「工事見積書」などをご用意ください。

なお、調査に伺う職員は「固定資産評価補助員証」を携帯していますので、ご不審の場合は確認してください。

また、増築などで「建築確認申請書」を出されなかった場合は役場税務課までお知らせください。



家を取壊した! ～ 家屋の滅失について～

家屋の一部や全部を取り壊されたり、年内に取り壊される予定のある方は、「家屋取壊し届」の提出をお願いします。(用紙は、役場税務課と各出張所窓口にあります。)

建物を新築・増築したときの税金

建物を新築したり、増築したときの固定資産税は、1月1日現在、完成したと認められる建物に対して建築の翌年度から課税されます。

建物の価格は、国が定めた基準によって、建物の構造や屋根、基礎、内外壁、柱、造作、天上、床、建具、建築設備などについて、材料や仕上げ状況などを調査し計算します。

ここで言う建物とは、住宅、店舗、工場、倉庫、物置、車庫などで、いわゆる塀、門柱などの構造物は含まれません。

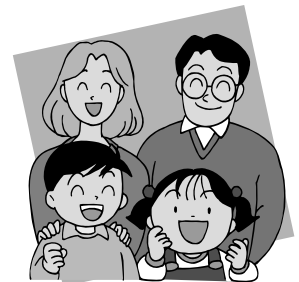
税額の計算方法

固定資産税・・・町内全域の建物に対して課税され、税額は、評価額の1.4%です。
なお、建物の評価額は家屋調査によって算出されます。

問合せ先

税務課資産税第2係(電話0555-72-1113)まで。

なお、このほかに、山梨県の税金である「不動産取得税」も課税されます。

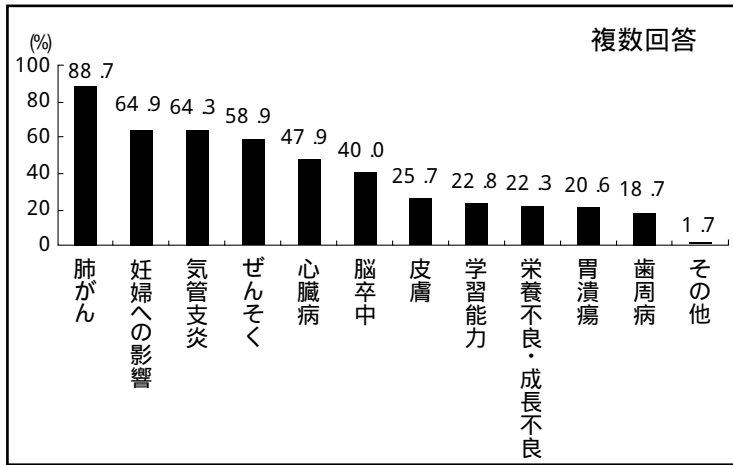


問合せ先

山梨県総合県税事務所 不動産取得税課 家屋担当 (電話055-223-3617)まで。

健康のまちづくりに関するアンケート調査

今月はたばこ・アルコールについての結果を報告します。



たばこの害について複数回答で尋ねたところ、「肺がん」と回答した割合が88.7%と最も多く、次いで「妊婦への影響」64.9%、「気管支炎」64.3%となっています。肺がんへの影響については割近くが理解していますが、主要3大疾病と言われている脳卒中や心臓病については半数にも満たない状況でした。

たばこの害については今までもメディアや教育の現場等で受動喫煙の問題やがん・循環器などへの影響

を注意喚起していますが、たばこの害についての知識としてはまだまだ低い状況にあります。

受動喫煙とはタバコを吸わない人が、自分の意思とは関係なくタバコの煙(副流煙)を吸わされること

もう一度考えてみよう

最近女性の喫煙が全国的にも増加していますが、特に妊娠中の喫煙は低出生体重児等胎児に大きな影響を及ぼす可能性があります。平成18年の母子健康手帳交付者への問診票から喫煙状況を尋ねたところ、「吸う」本数を減らした」と回答した割合は全体の5.6%でしたが、受動喫煙の環境にある人の割合は7割にも及びました。妊婦本人が喫煙していなくても喫煙していると同様な環境に置かれているといえます。

次にアルコールについて尋ねました。飲酒の頻度を尋ねたところ「全く飲まない」と回答した方が最も多く、「ほとんど毎日」月に1.2回」の順でした(図1)。「ほとんど毎日」週3~5回」飲むと回答した方に1日に飲む酒の量を尋ねたところ、「2合程度」と回答した方が最も多く、「1合程度」と回答した割合も同じくらいでした。また「3合以上」飲むと回答した方も9.4%いました(図2)。また毎日飲酒する方に休肝日を作ろうと思うかと尋ねたところ、7割が作ろうと思っていると回答しています(図3)。アルコールは臓器に対して慢性的に影響を及ぼします。健康のためにも節酒を心がけましょう。

図1 飲酒の頻度

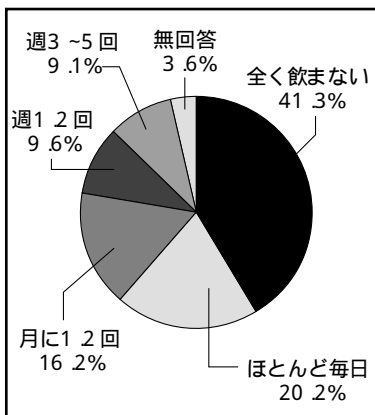


図2 一回に飲むお酒の量

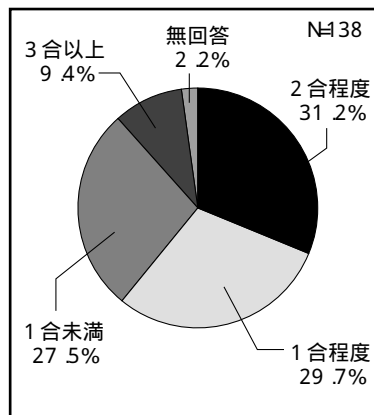
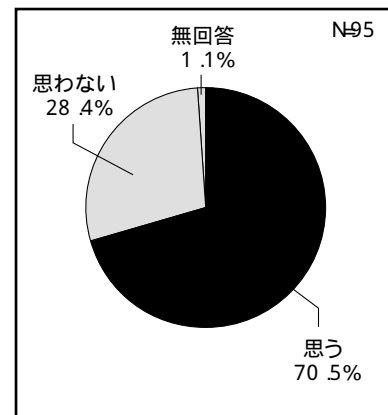


図3 休肝日について



次号は糖尿病・循環器について報告します。

福祉には各種手当制度があります。
 受給資格があるにもかかわらず、制度を知らないために
 手当の受給をされていない方はいませんか。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体又は精神に中程度以上で永続する障害がある20歳未満の児童を養育している父母等に支給されます。

手当月額は、1級50750円、
 2級33800円です。

障害児福祉手当

障害児福祉手当は、重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます。

該当となる重度の障害の程度は、身体の障害（内科的疾患も含む）については、おおむね身体障害者手帳が1級程度、両手指欠損など一部2級（精神の障害については、療育手帳がA、2a程度の知的障害、または同程度以上の精神障害などとなっています）
 手当月額は、14380円です。

特別障害者手当

特別障害者手当は、著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給さ

れます。

該当となる著しく重度の障害の程度は、おおむね身体障害者手帳が1級（視力・聴覚障害など一部2級）程度、程度の異なる障害が2つ以上ある場合、最重度程度の知的障害や同程度以上の精神障害などとなっています。なお、3ヶ月以上の入院等により支給されない場合があります。

手当月額は、26440円です。

なお、いずれの手当の受給資格者は、8月11日から9月10日までの間に「所得状況届」（前年の所得状況を提出していただく必要があります）
 この期間中に提出されないと、手当の支給が差し止められることがあります。

詳しくは、町役場福祉推進課

72-6028 までお尋ね下さい



住宅用太陽光発電システムの

設置に町が補助を開始

町では、17年度より富士河口湖地域での利用に適した新たなエネルギーについて研究・模索してまいりました。その結果として、当地域の年間日照時間が長く、平均気温が低めであり太陽光の発電効率に有利な条件が比較的揃っていること、また太陽光発電システム（装置）の技術が安定してきていることなどにより、現時点において最も導入可能性の高いクリーンな新エネルギーであると判断しました。



ここで町は、富士河口湖町住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度を新たに設け、本月以降このシステム（装置）を設置、またはシステムが組み込まれた新築住宅を購入した皆さんに対し、その費用の一部を補助いたします。

主な概要

- ・ 補助対象は当該住宅（または併用住宅）に居住し、電力会社と電気需給契約をした町民。
- ・ 補助額は設置したシステム（装置）の出力の1kW（キロワット）あたり3万円で算出し、12万円を限度とします。

補助金申請は設置工事完了後、3ヶ月以内に行ってください。

詳しいお問い合わせ： 72-3169

町役場環境課 資源保全係

やまなし申請・予約ポータルサイト 「やまなしくらしねっと」

電子申請サービスのご案内



電子申請サービスとは

インターネットを利用して、富士河口湖町および県内市町村や山梨県への申請と届出、山梨県内の公共施設の空き状況の確認や予約を行えるサービスです。

こんなに便利に

夜間や休日でも、申請や届出を行うことができます。ご家庭や職場のパソコンで、どこからでも利用することができます。また、携帯電話からは、施設の空き状況を検索確認することができます。

こんなことができるの

- ・電子申請 電子申請では、住民票の写しや印鑑登録証明書の交付申請など町への申請、「山梨県知事賞」の交付申請など山梨県庁への申請が行えます。申請可能な業務は、順次拡大していきます。
- ・施設予約 施設予約では、県内の施設、市町村の施設の情

報照会、施設の予約申込みが行えます。ご利用可能な施設は順次拡大していきます。

注意することは

- ・手数料の納付や交付物の発行は、従来どおり町役場の窓口で行います。交付物のある申請は、受付審査終了後にメール等で通知しますので、パソコンで通知内容を確認後受け取りに来庁してください。なお、代金引換郵便サービスにより、各種交付申請を電子申請で受付、代金引換郵便で自宅へ住民登録地へ郵送するサービスを利用できる申請手続きもあります。申請者には自宅への配達時に郵送料等をご負担いただきますが、交付窓口においていただく時間や交通費は不要になります。
- ・電子署名※1が必要な申請を行う場合、個人の方は住民基本台帳カード※2、電子証明書※3(付き)とICカードリーダー※4の2点が必要になります。

ます。法人の場合は、商業登記に基づく電子認証制度による電子証明書が必要になります。

操作がわからないときには

「操作方法がわからない」「こんなときはどうすればいいの」「パスワードを忘れた」などご利用する皆さまからの問い合わせに対応するため、コールセンタを設置しています。何かご不明な点がございましたら、コールセンタへお問い合わせください。

具体的な手続き内容、審査状況などについては、町までお問い合わせください。

- * 1 電子署名とは 本人確認のためのもので、電子文書の内容が改ざんされていないことを保証するもの。書面で申請書を作成するときの「印鑑」に相当します。
- * 2 住民基本台帳カード(以下住基カード)とは セキュリティの高いICカードで、総合窓口課で交付しています。発行手数料は、住基カードを持っていない場合...カード交付手数料500円、電子証明書発行手数料500円の計1,000円 住基カードは持っているが、電子証明書が付いていない場合...電子証明書発行手数料500円(住基カードを持参してください)
- * 3 電子証明書とは 電子署名の所有者を証明するもの。書面手続きでいう「印鑑証明書」に相当します。
- * 4 ICカードリーダーとは 電子証明書が付いたICカードを利用するためにパソコンと接続して使用する読取装置です。家電量販店等で市販されています。「やまなしくらしねっと」からも購入の申込や問い合わせができます。



コールセンタ問い合わせ: eやまなしサポートセンター 電話番号(ナビダイヤル) 0570-018074

一般電話・公衆電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。ナビダイヤルがご利用できない場合はこちらをご利用ください。TEL055-268-5145 受付時間 平日9:00~18:00まで(土曜・日曜・祝祭日・年末年始除く)

町役場への問い合わせ: 企画課情報推進係 電話番号 0555-72-3164

社協だより

町民の皆様を支えられて奉仕します
福祉のまちづくりを目指して
『社協会費』納入のお願い

富士河口湖町社会福祉協議会(通称・町社協)は、住民参加を基本とし、共に生き、共に支え合う福祉のまちづくりを目指す皆さんを温かいお気持ちに支えられ、行政等の支援を受けて組織されている非営利の民間団体です。



そのため、会費制をとっているのが大きな特色になっていきます。つまり、社会福祉協議会を育てていくのは、住民である皆さんであり、会費は貴重な歳入となっております。

皆様から寄せられました会費は、多様化する福祉ニーズに対応する社協活動推進のために使われます。

社協会費は、次のとおりです。

一般会員・二世帯当り 5000円(年額)
特別賛助(会員)・一口当り 10000円(年額)

つきましては、活動の推進に不可欠な財源となります。会員の募集を行っておりますので、町民の皆様には、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【ふれあいのまちづくり事業 ～近隣同士で支え合う小地域福祉活動の推進～】

【小立地区 八町屋区】
『ヨモギ饅頭作り体験教室』で
子供とお年寄りの交流

八町屋区福祉推進会(渡辺三奉会長)では、6月24日(日)に、八町屋区公民館において、子供とお年寄りの交流を目的に、『ヨモギまんじゅう作り体験教室』を行いました。

この事業も7年目を迎え、今回は、総勢92名が参加。自治会、育成会、ボランティアなどの協力のもと、小学生が、老人クラブ会員の指導を仰ぎ、『ヨモギまんじゅう』を作りました。



また、八町屋区のボランティアの指導で、富士山体操を行ったり、読み聞かせをしたり、「おすい」とんなどのご馳走に舌鼓し、ふれあいを深めることができました。

でき、楽しく有意義なイベントとなりました。八町屋区では、今後も「おはようございます。こんにちは」の声かけ運動の推進や、八町屋公民館祭りへ高齢者を誘うなど、区民全体で、共に支え合う地域づくりに取り組めます。

【船津地区 湖南町共助会】

健康科学大学3年生と交流

湖南町共助会(渡辺米雄会長)は、6月14日(木)に、健康科学大学3年生10名と渡辺先生を招き、体にやさしい体操をご指導いただきました。

まず、全員が自己紹介した後、ストレッチや畳に座ってできる筋力アップ体操を行いました。腕を上げたり、寝転んで足を曲げたり、元気のいい学生さんの掛け声にあわせて、体を動かしました。



高齢者から、「若い方から教わる」と、自分達も若い気持ちになれて楽しかった。と感想もいただきました。その後、みんなで、スイカや漬物など食べながら、おしゃべりもしました。10名の学生さんは、地元河口湖から、遠く北海道等出身で、大学では、高齢者福祉演習を受講しており、将来は社会福祉士を目指して勉強しているそうです。

湖南町共助会は、昨年度より、湖南区(湖南町・二・三丁目)の民生児童委員や福祉委員が中心に、区長、自治会役員等で話し合い、立ち上げたもの。湖南町公民館を拠点に、月1回70歳以上の方を対象に、気軽に集まれる場作りに取り組んでいます。

視覚障害者のための

パソコン講習会の開催

町内の視覚障害者を対象に、今年度も、パソコン講習会を開催します。内容は、音声で確認しながら、文字打ちやメール、インターネット等を学んでいきます。この機会に、パソコン体験をしてみませんか!



実施日：【全16回】

7月19日(木)～11月15日(木)

(毎週木曜日)

8月16・23日(木)はお休み

実施時間：午前9時30分～12時

実施場所：富士河口湖町中央公民館

対象者：町内の障害者手帳保持者

で、視覚障害1・2級の方

定員：5名(定員になり次第締切り)

申込み締切日：7月13日(金)

パソコン操作のできる

ボランティア募集

視覚障害者のためのパソコン講習会時にパソコン操作や周辺機器の使い方などについて、お手伝いしてくださるボランティアさんを募集します。

パソコンを普段から使用している方で、障害者支援に熱意がある方、お待ちしています。7月13日(金)までに、町社協へお申込み下さい。



問い合わせは、富士河口湖町社会福祉協議会まで(電話 721430)